

令和3年度

阿蘇市保育園・認定こども園 新規入園のご案内

もくじ

1	子ども・子育て支援新制度の支給認定について	2
2	入園申込	
	①認定こども園（教育部分）※支給認定区分：1号認定	4
	②保育園・認定こども園（保育部分）※支給認定区分：2号・3号認定	5
3	利用調整基準（選考基準）	9
4	保育料（利用者負担額）・副食費	11
5	阿蘇市の子育てサービス	
	①子育て支援センター ②ファミリーサポートセンター	14
	③一時預かり保育 ④病児・病後児保育	15
6	阿蘇市内の保育園・認定こども園 施設紹介	16
7	阿蘇市子育てマップ	31
8	入園申し込み提出書類チェックリスト	32

※掲載している情報は令和2年11月2日時点の情報です。内容は変更となる場合があります。



人がつながり創りだす新しい阿蘇～ONLY ONE の世界へ～

阿蘇市役所 福祉課 子育て支援係

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

☎0967-22-3167 FAX0967-35-4114

阿蘇市 子育て

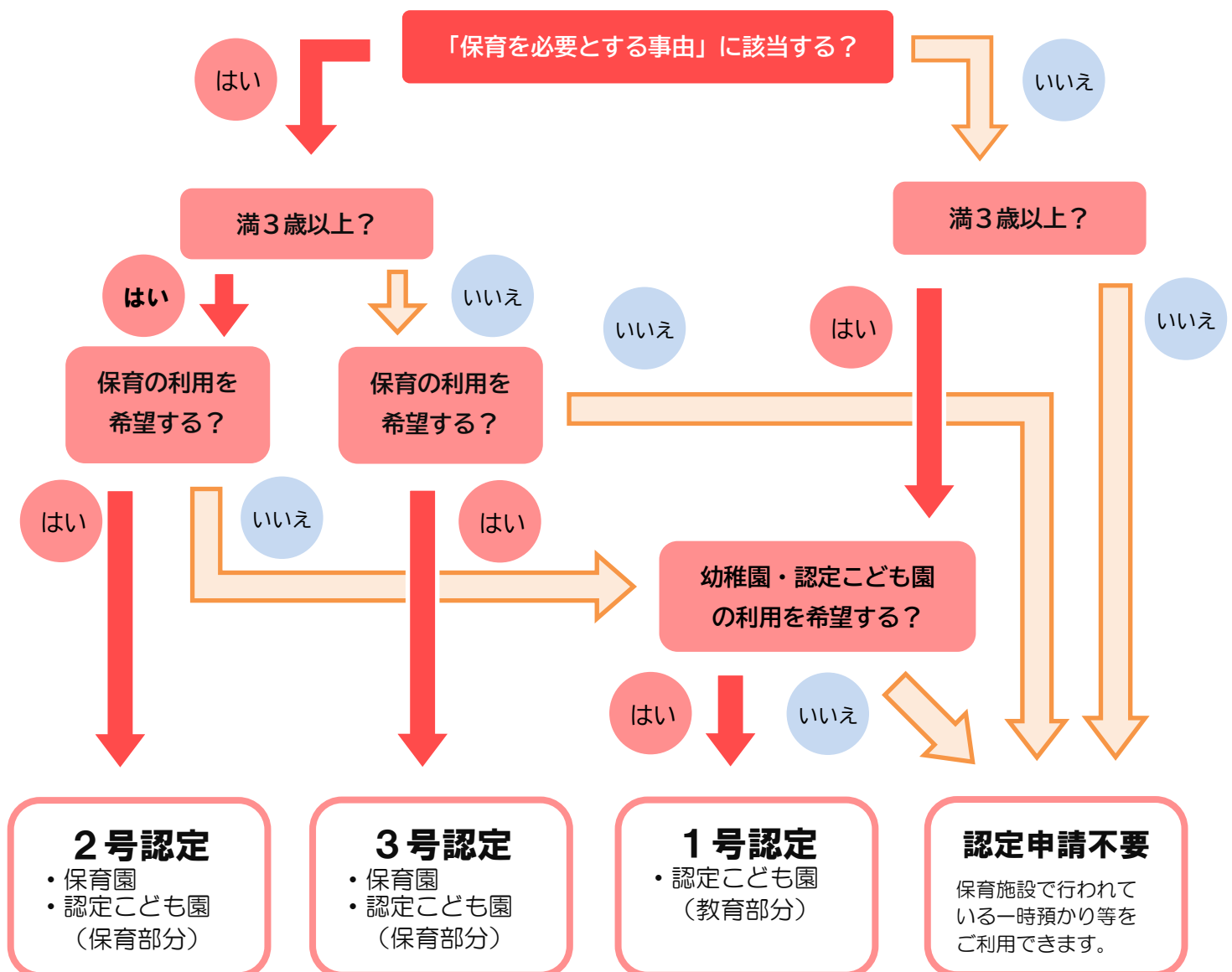
検索

1 子ども・子育て支援新制度の支給認定

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園などの施設を利用する場合には、支給認定の申請が必要です。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望する人	●幼稚園 ●認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上のお子さんで『保育を必要とする事由』に該当し、保育を希望する人	●保育園 ●認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満のお子さんで『保育を必要とする事由』に該当し、保育を希望する人	●認定こども園（保育部分）

■ 利用施設、認定区分が一目瞭然！早わかりチャート



「保育を必要とする事由」とは



保育園・認定こども園（保育部分）は、保護者が働いている、病気にかかっているなどの理由で、家庭で児童を保育できない（保育を必要とする）場合に、保護者に代わって保育を行います。

保育を必要とする場合とは、保護者全員が、右記の事由のいずれかに該当することにより、家庭で児童の保育ができない場合を言います。

「保育を必要とする事由」の一覧

- ① 就労（1ヶ月あたり64時間以上）
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ⑩ その他、上記の事由に類する状態として認められる場合

保育園とは



保育を必要とする乳幼児を、日々保護者に代わって保育することを目的とする施設で、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」の一つです。（保育所保育指針に基づき、養護と教育を一体的に提供します。）

※入園には、保育を必要とする事由（上記参照）に該当することが要件となります。「集団生活を体験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由では利用できません。

認定こども園とは



教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つところです。保護者が働いている、働いていないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などで利用することができます。（14頁：子育て支援センター・子育て広場項目参照）

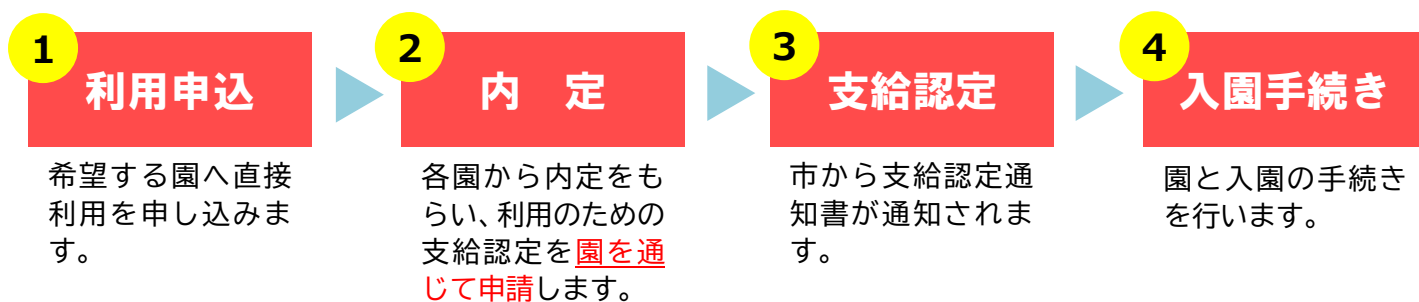
※認定こども園の教育部分は、保育を必要とする事由に該当しない場合でも満3歳以上であれば利用可能ですが、保育部分については、保育園と同様に保育を必要とする事由（上記参照）に該当することが要件となります。

2 入園申込



①認定こども園（教育部分） ※支給認定区分：1号認定

入園までの流れ



申込受付期間

●令和2年11月2日（月）～ ※以後、随時受付

申込受付期間

入園申込みに必要な書類は、各園（あそひかり幼稚園、古城保育園、阿蘇中央幼稚園、熊本 YMCA 黒川保育園）に用意してあります。

- (1) 各園指定の申込用紙及びその他必要書類
- (2) 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書（児童1人につき1枚）

提出先

希望する園（あそひかり幼稚園、古城保育園、阿蘇中央幼稚園、熊本 YMCA 黒川保育園）

入園決定

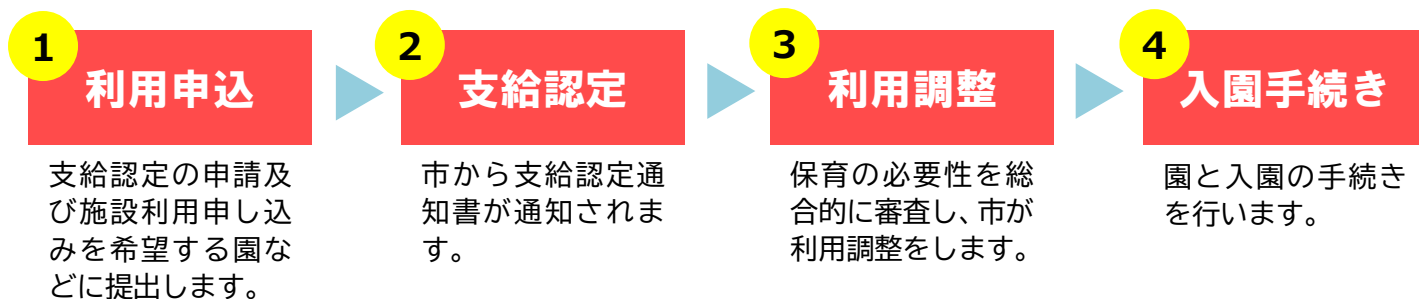
各園の選考方法に基づき、内定及び決定されます。

入園に関する詳細については、希望する各園にお問い合わせください。

②保育園・認定こども園（保育部分） ※支給認定区分：2号・3号認定



入園までの流れ



※4月入園については、②支給認定結果及び③利用調整結果（入園の決定・保留）を令和3年2月までに併せてお知らせします。

申込受付期間

- 4月入所第1次利用調整分：令和2年11月2日（月）～30日（月）
- 4月入所第2次利用調整分以降（年度途中含む）：12月1日（火）～

※5月以降入所希望の場合、入園希望月の前々月20日（土日・祝日の場合は翌平日）までにお申し込みください。

〔例：7月1日入所希望の場合 → 5月20日まで〕

【申し込みにおける注意事項】

- 保育を必要とする事由に該当しない場合や、書類不備・不足がある場合は受け付けられません。
- 年度途中に育児休業期間を終えて復職するため入園を希望する場合、『慣らし保育』は2週間程度（休園日を除いて最長14日間）となります。
- 入園が可能となる月齢は、利用する施設によって異なります。

入園基準

入園できる児童は、「保育を必要とする事由（3㉟参照）」のいずれかに該当する家庭の児童です。保育の必要性についての状況を考慮した上で優先度の高い児童から選考します。選考は9㉟記載の基準に基づき行います。

入園申込みをしても、保育の必要性の程度、定員などにより入園できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

提出書類

提出書類の様式は、市役所福祉課及び各支所、各園に用意してあります。就労証明書や在学証明書など、証明が必要な書類は、勤務先や学校などによる証明が必要です。また、阿蘇市ホームページからもダウンロードできます。

対象者			提出または持参が必要な書類など	
申込者全員			☐	教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書 (児童1人につき1枚)
			☐	保育認定理由申立書
			☐	身体発育記録(児童1人につき1枚)
保護者などが保育できないことを証明する書類	就労(予定を含む) ※1カ月あたり64時間以上	雇用されている人	☐	就労(予定)証明書
		自営業の人	☐	自営業申告書
	保護者の疾病・障がいなど	疾病の人	☐	診断書(保育が困難なことが記載されたもの)
		障がいのある人	☐	障害者手帳などの写し(手帳番号・本人欄・障がい名が確認できる部分)
	同居または長期入院などをしている親族の介護、看護	障がい児・者の介護、看護をしている人 ※通学などの付き添いを含む	☐	介護・看護を受けている人の障害者手帳または要 介護認定を受けていることが分かる書類(介護保険証など)もしくは通園・通学証明書
		病人を介護、看護している人	☐	スケジュール申告書
			☐	病人の診断書
			☐	スケジュール申告書
	就学している人(職業訓練校などでの職業訓練を含む)		☐	在学証明書
			☐	時間割表(カリキュラム表)
	妊娠・出産している母親		☐	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が確認できる部分)
	育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要な人		☐	育児休業に伴う入園継続申立書
	求職活動中の人(起業準備を含む)		☐	求職活動・起業準備状況申立書
その他(災害復旧、虐待やDVのおそれがあること、上記の事由に類する状態として認められる場合)		☐	保育必要性の申立書	
		☐	その他必要な書類	
転入予定の人(仮受付)			☐	転入に関する誓約書

※保育ができない状況を確認するため、別途書類を提出していただく場合があります。

※各種証明書は証明日から3カ月以内のものに限ります。

※各種証明書の内容について、疑義がある場合は発行機関に直接確認させていただく場合があります。

提出先

希望する園または市役所福祉課、市役所各支所のいずれか

支給認定

提出書類をもとに審査し、該当すると認められる場合に支給認定を行います。保育を必要とする事由などにより、支給認定の有効期間及び保育必要量が異なります。[表2参照]

なお、子どもが満3歳に達した際は、支給認定区分が3号認定から2号認定に切り替わります。(ただし、保育料(利用者負担額)は当該年度の3月までは3号認定の保育料となります。)

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があり、「保育標準時間」に該当する方であっても、「保育短時間」の認定を希望する場合は、「保育短時間」として認定します。[表1参照]

表1 [保育必要量の区分]

区分	利用できる保育時間	管内施設の定める時間
保育標準時間	施設が定める利用可能時間のうち 1日最長 11 時間	7:00~18:00
保育短時間	// 1日最長 8 時間	8:30~16:30

※施設が定める利用可能時間内での利用となります。利用可能時間外で利用する場合は、延長保育となります。

表2 [支給認定の有効期間と保育必要量の判定基準]

保育を必要とする事由	支給認定の有効期間	保育必要量の判定基準	
		保育標準時間	保育短時間
就労(月120時間以上の就労時間)	最長で小学校入学前まで	○	○
就労(月64時間以上120時間未満の就労時間)		(注)	○
保護者の疾病・障がいなど	治癒、介護に要する期間 (最長で小学校入学前まで)	○	○
同居または長期入院などを行っている 親族の介護・看護	治癒、介護に要する期間 (最長で小学校入学前まで)	○	○
就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)	在学証明書などに記載された期間	○	○
母親の妊娠・出産	出産(予定)月の前後2か月 (最長5か月間)	○	○
育児休業取得中に、すでに保育施設を 利用している子どもがいて継続利用が必要	育児休業取得中で市が定める期間	—	○
求職活動(起業準備を含む)	最長で90日間	—	○
その他(災害復旧、虐待やDVのおそれがあること、上 記の類する状態として認められる場合)	最長で小学校入学前まで	○	○

(注) 就労時間帯や通勤時間を考慮し、常態的に延長保育が必要となる場合は、保育標準時間の認定とすることがあります。

※保育を必要とする事由が変更した場合、事由に応じた有効期間に変更となります。有効期間を過ぎた場合には支給認定が失効しますので、それに合わせて保育施設を利用している場合は、失効した時点で退園となります。

※求職活動を事由とする場合、毎月の求職状況についての確認書類を翌月10日までに提出する必要があります。提出がない場合、継続利用ができなくなる場合があります。

※保育必要量の判定基準における就労、求職活動、育児休業中以外の事由については、保護者などが保育することができない状況により判定します。

利用調整（入園の決定・保留）

保育を必要とする事由などを総合的に判断し、利用調整（入園の決定・保留）を行います。定員を超える申込みがあった園については、保育を必要とする度合いの大きい方から優先順位を付けて入園決定を行います。選考における基準は9頁に記載しています。

なお、定員を超える申込みのために希望する園への入園ができなかった場合には、第2希望園、もしくは他の園に変更していただくこともあります。

●入園の決定・保留の通知

[令和3年4月入園希望者]（令和2年11月30日までの受付分）

支給認定結果及び利用調整結果（入園の決定・保留）を、令和3年2月中までに通知します。

[年度途中の入園希望者]（令和2年11月30日までの受付分）

支給認定結果は令和3年2月中に通知し、利用調整結果（入園の決定・保留）は、入園を希望する月の前月上旬までに通知します。

[年度途中の入園希望者]（令和2年12月1日以降の受付分）

支給認定結果は申請日から1か月以内を目途に通知し、利用調整結果（入園の決定・保留）は、入園を希望する月の前月上旬までに通知します。

●申し込み後の注意事項

- ・家庭の状況や保育を必要とする事由等に変更があった場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

（例） 保護者の勤務先や勤務時間が変わった。

保護者が仕事を辞めた、仕事を始めた。

婚姻等により氏名や住所が変わった。

引っ越しなどで保育施設の入園申込みを取り下げる。 など

- ・決定通知書が届くまでは、入園の決定に関するお問い合わせはご遠慮ください。



3 利用調整基準（選考基準）

利用調整を行うにあたり、選考会議を開催し、次の（１）基本指数表及び（２）調整指数表の合計指数の高い世帯の児童から優先順位を設定します。合計指数が同一点数で並ぶ場合は、（３）同一指数時の順位表により優先順位を設定します。

（１）基本指数表

事由	細目		保護者の状況	基本指数
就労	就労日数等		月 20 日以上	10
			月 18 日以上 20 日未満	9
			月 16 日以上 18 日未満	8
			月 14 日以上 18 日未満	7
			月 14 日未満	6
	就労時間等		月 160 時間以上	15
			月 140 時間以上 160 時間未満	14
			月 120 時間以上 140 時間未満	13
			月 100 時間以上 120 時間未満	12
			月 80 時間以上 100 時間未満	11
			月 64 時間以上 80 時間未満	10
妊娠出産	出産予定月の前後2か月以内			15
保護者の疾病・障がい等	入院		入院1か月以上(予定も含む)	25
	居宅		自宅療養中で常時臥床(医師の証明による)	25
			精神性疾患(本人は自立しているが保育が困難、医師の証明添付)	20
			常時安静を要する場合(常時臥床を除く)	20
			一般療養中(週3日以上(通院を常態)	17
			一般療養中(月4日以上、かつ週3日未満(通院を常態)	15
			一般療養中(月1～3日(通院を常態)	14
			その他	10
	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2の交付を受けている。			25
	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けている。			20
	身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付を受けている。			15
同居家族の介護看護等	居宅外		病院・施設等へ週5日以上(常時付き添い(最低4時間以上、土日除く)	20
			病院・施設等へ週3日以上(常時付き添い(最低4時間以上、土日除く)	15
			上記以外(医師の証明による)	10
	居宅		常時介護が必要な場合(要介護5・4・3)	20
			身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2	20
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1	15
			身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2	10
			上記以外(医師の証明による)	10
家庭の災害復旧	災害復旧のために保育を必要とする場合			25
求職活動	求職活動により保育を必要とする場合			15
就学等	就職に必要な技能習得のため学校、職業訓練施設等に通っている			※1

虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合	25
育児休業中	育児休業取得中または育児休業と同等の場合で、すでに保育施設を利用している子どもの継続	15
その他	以上の保育が必要な事由に類するものとして市長が認める状態にある場合	10～25 ※2

※1 は就労 1 に準ずる。 ※2 は類する事由に準ずる。

(2) 調整指数表

区分	内容	調整指数
ひとり親家庭	祖父母と別居	+5
	祖父母と同居(敷地内別居を含む)	+2
生活保護世帯		+5
生活中心者の失業		+1
虐待・DV等		+5
障がい児	特別児童扶養手当を受給している児童がいる場合	+1
育児休業明け(育児休業と同等の場合を含む)	保護者が当該年度中に産後休暇又は育児休業等から復職する場合(2号認定)	+2
	保護者が当該年度中に産後休暇又は育児休業等から復職する場合(3号認定)	+1
きょうだいがすでに入所中の場合		+5
きょうだいが同時に入所を希望する場合		+3
申込児童が第3子以降の場合		+1
すでに保育施設を利用しており、里帰り出産や病気等の理由で退園し、当初利用していた保育施設に再度入園を希望する場合		+15
管内の保育施設・認定こども園に従事することで、当該施設の受け入れ態勢に影響を与える場合		+15
小規模保育等卒園児	小規模保育事業、託児所、認可外保育施設等の卒園児童	+3
両親不存在		+5
父親又は母親が単身赴任している世帯		+2
父親又は母親が身体障がい者手帳1・2・3級、精神障がい者保健福祉手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2・B1・B2を保持しており、申込要件が就労・就学の場合		+1
前年度申請したが、年度末時点で待機状態であった		+3
同居(近隣)の祖父母等の補完的な保育が可能(65歳以上又は就労・病気療養中の者は除く)		-3
申込児童以外の就学前児童を保護者(親族)が保育する場合(産後休暇中・育児休業中を除く)		-2
保育料を3か月以上滞納している世帯(卒園児を含む)	市や施設への相談なく滞納	-5
	上記以外で滞納(確約書等あり)	-2
その他、特別な支援を要する世帯		+1～10

(3) 同一指数時の順位表

1	①災害復旧 ②ひとり親家庭 ③生活保護世帯 ④保護者の病気・障がい ⑤就労 ⑥就学等 ⑦妊娠・出産 ⑧同居家族の介護看護 ⑨求職 ⑩育児休業中
2	きょうだいの在園の有無
3	就労日数
4	就労時間
5	申込児童が第3子以降の場合
6	子育て支援者となる親族等の有無
7	同一指数で、他に希望する園で空きがある場合と、他に希望する園で空きがない場合では後者を優先する。

※年度途中による転園については、就労先の変更及び転居等、特別な理由を除き、新規入園申込者の入園を優先させるものとする。

※広域入所については、阿蘇市内居住者における入所選考を優先し、受入児童数に余裕がある場合に入所受け入れを行うものとする。

4 保育料（利用者負担額）・副食費

保育料（利用者負担額）は、市町村民税に基づいて算定します。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により3～5歳クラスの子どもの保育料は無償化されています。また、副食費は施設毎に異なり、0～2歳クラスの副食費は保育料に含まれています。



教育認定子ども（1号認定）の保育料月額

階層区分	阿蘇市	副食費
①生活保護世帯	0円	免除
②市町村民税 非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）		免除
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下		免除
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下		※
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上		※

※副食費は施設により異なります。また、第3子以降の副食費は免除されます。（⑤の階層は免除とならない場合あり）



保育認定子ども（2・3号認定）の保育料月額

階層区分 ※下段（ ）内は、ひとり親家庭、 在宅障がい児（者）のいる世帯など	2号認定（3歳以上）		3号認定（3歳未満）			
	保育料	副食費	右記以外		ひとり親家庭、在宅障がい児（者）のいる世帯など	
			標準	短時間	標準	短時間
①生活保護世帯	0円	免除	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯		免除	0円	0円	0円	0円
③市町村民税均等割のみ		免除	9,800円	9,700円	4,200円	4,200円
④所得割課税額 48,600円未満		免除	12,700円	12,600円	5,700円	5,700円
⑤所得割課税額 57,700円未満		免除	18,000円	17,800円	5,700円	5,700円
⑥所得割課税額 77,101円未満		※	18,000円	17,800円	5,700円	5,700円
⑦所得割課税額 97,000円未満		※	18,000円	17,800円	18,000円	17,800円
⑧所得割課税額 169,000円未満		※	26,700円	26,400円	26,700円	26,400円
⑨所得割課税額 301,000円未満		※	36,600円	36,100円	36,600円	36,100円
⑩所得割課税額 397,000円未満		※	48,000円	47,300円	48,000円	47,300円
⑪所得割課税額 397,000円以上		※	62,400円	61,500円	62,400円	61,500円

※副食費は施設により異なります。また、第3子以降の副食費は免除されます。（⑧・⑨の階層は免除とならない場合あり）

○保育料は、父母の市町村民税額の合算額によって決定します。（祖父母などが家計の主宰者である場合には、祖父母などの税額も合算して保育料を算定します。）階層区分決定の基礎となる市町村民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。この保育料のほか、各園により教材費や行事費などの実費などの負担が必要な場合があります。

○表中の年齢については、令和3年3月31日現在の満年齢により決定します。

○3号認定は、小学校就学前の子どもから数えて、2人目は上記金額の半額、3人目以降は無料となります。（ひとり親家庭等の③～⑤の階層は2人目以降が無料。）

保育料・副食費の切り替え

保育料の算定の基礎となる市町村民税が6月に賦課決定することから、毎年9月が保育料の切り替え時期になります。4月～8月は前年度の市町村民税で、9月～3月は当該年度の市町村民税で算定します。また、副食費の免除の範囲も市町村民税で算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村税額に基づく保育料					当該年度の市町村税額に基づく保育料						

保育料の支払先

保育料の支払先は、認定こども園、公立・私立保育園でそれぞれ異なります。

[認定こども園]

支払先	利用する施設（施設から請求）
納期限、支払方法など	利用する施設にお問い合わせください。

[公立・私立保育園]

支払先	阿蘇市（市が請求）
納期限	毎月末日（その日が土・日・祝日の場合これらの日の翌日。ただし、12月のみ金融機関の窓口が休業となるため、休業前日）
支払方法	納付書または口座振替 ※口座振替による納付をお勧めします。口座振替の手続きは振替を希望する各金融機関などでの手続きとなります。申込用紙は阿蘇市役所、阿蘇市内の金融機関・ゆうちょ銀行に備え付けています。

副食費の支払先

[私立保育園・認定こども園]

支払先	利用する施設（施設から請求）
納期限、支払方法など	利用する施設にお問い合わせください。

[公立保育園]

支払先	阿蘇市（市が請求）
支払方法	納付書または口座振替 （口座振替の場合、保護者の同意により保育料の引落口座からのお支払いとなります。）

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化により、保育園、認定こども園の利用のほか、預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターについては、保育の必要性が認められた場合、一定の上限額の範囲内で利用料が無償化されています。

無償化となるためには、事前に認定の申請が必要です。詳しくは阿蘇市ホームページをご覧ください。

1号認定子どもの一時預かり保育料



無償化対象事業

●一時預かり事業（幼稚園型）

教育認定（1号認定）の在園児童が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に家庭での保育が困難となる場合、利用することができます。

区分	保育料（日額）	利用可能時間
平日（4時間以下）	400 円	7：00～18：00 までの間で 施設が設定する時間
土曜日・長期休業日（8時間以下）	800 円	

※上記時間を超過した場合、1時間あたり100円が追加されます。

【参考】一時預かり事業（一般型）

保育園や認定こども園などに通っていない、または在籍していない児童が、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に利用することができます。

※施設により料金が異なります。また、利用可能な施設であっても状況により利用できない場合もあります。

※利用できる施設や利用料金などは15頁をご覧ください。

2・3号認定こどもの延長保育料



保育認定（2・3号認定）の在園児童が、通常の保育時間の前後に保育が必要な場合、延長保育事業を利用することができます。認定区分によって1日の利用可能な時間が異なるため、延長保育料も異なります。

〔保育標準時間認定の場合〕

区分	日額	月額
18：00～19：00 まで	300 円	2,500 円

〔保育短時間認定の場合〕

区分	日額	月額
7：00～ 8：30 まで	150 円	1,500 円
16：30～18：00 まで	150 円	1,500 円
18：00～19：00 まで	300 円	2,500 円

5 子育て支援サービス

主に就学前児童に関連する阿蘇市の子育て支援サービスをご紹介します。保育園などの入園の有無に関わらず利用できるサービスなので、ぜひご利用ください。

①子育て支援センター・子育て広場



子育て中の親子を対象に、交流の場を設けて子育てについての相談や情報の提供、その他必要な支援を行うところです。週に一度、お誕生会など楽しいプログラムを取り入れた活動を行っています。市内7カ所に設置していますので、身近な場所でお気軽にご利用ください。

施設名	場所	電話番号	開放時間	
			(平日)	(土曜)
のんびり広場	波野保育園内	24-2800	9:00～14:00	—
すくすく広場(りんどう保育園内)	一の宮子育て支援センター	22-4539	8:00～17:00	8:00～13:00
ぴよぴよ広場(旧山田小学校内)	阿蘇市子育て支援センター	32-3843	9:00～17:00	9:00～17:00
さくらんぼ広場	あそひかり幼稚園内	22-0089	(水) 10:00～12:00	—
わいわい広場	熊本 YMCA 黒川保育園内	34-0402	(水) 10:00～15:00	—
ポップ広場	阿蘇中央幼稚園内	32-3643	(月・水・金) 10:00～15:00	—
さぼさぼ広場	古城保育園内	22-0380	(火・木) 10:00～12:00	—

※毎月のプログラムの内容は阿蘇市ホームページ「くらしのカレンダー」、広報あそに掲載しています。

※来所時には水筒、タオル、帽子などをご持参ください。調理実習時にはエプロン、三角巾が必要です。

※「阿蘇市子育てマップ」に位置を掲載しています。

②ファミリーサポートセンター



無償化対象事業

乳幼児から小学生までの子どもの預かりの援助を受けたい方(依頼会員)と援助を行いたい方(協力会員)が会員になり、協力会員が依頼会員に対して有償で援助活動を行う組織です。依頼会員と協力会員がお互いの希望や条件などを事前に会って打ち合わせを行いますので、安心してご利用いただけます。

●主な援助活動の例

保育園や学校が休みの時の預かり	保護者の病気や冠婚葬祭への出席の時の預かり
買い物や外出、会合等への参加の時の預かり	学校や保育園、塾等への送迎及び預かり
保護者が仕事(残業や休日出勤)の時の預かり	他の子どもの学校行事や病気の時の預かり

●利用料金(1人の料金)

利用日・時間帯		料金(1時間)
平日	7:00～20:00	600円
	7:00以前、20時以降	700円
土日・祝日など	終日	700円

※きょうだい同時利用時は2人目以降半額。

※「阿蘇市子育てマップ」に位置を掲載しています。

阿蘇市ファミリーサポートセンター
(阿蘇市社会福祉協議会[内牧])

TEL: 0967-32-1127

※協力会員随時募集中!

※利用料の助成があります。

③一時預かり保育（一般型）



無償化対象事業

保育園や認定こども園などに通っていない児童が、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に利用することができます。利用日数は原則として、児童1人あたり週3日以内、月12日が上限です（ただし、保護者の状況などにより延長を必要とする場合はこの限りではありません）。

申し込みは施設に直接お申し込みください。

地区	区分	施設名	電話番号	1日		半日	
				3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満
一の宮	公立	坂梨保育園	22-0435	2,000円		1,000円	
	私立	宮地保育園（※1）	22-2444	2,000円	2,600円	1,000円	1,300円
	私立	りんどう保育園	22-4539	2,000円		1,000円	
	私立	古城保育園	22-0380	2,000円		1,000円	
	私立	あそひかり幼稚園	22-0089	2,000円		1,000円	
阿蘇	私立	内牧保育園	32-0354	2,000円		1,000円	
	公立	乙姫保育園	32-0315	2,000円		1,000円	
	私立	熊本 YMCA 赤水保育園	35-0024	2,000円		1,000円	
	私立	熊本 YMCA 尾ヶ石保育園	32-0213	2,000円	2,500円	1,000円	1,500円
	私立	熊本 YMCA 永草保育園	32-0810	2,000円	2,500円	1,000円	1,500円
	公立	山田保育園	32-0794	2,000円		1,000円	
	私立	阿蘇中央幼稚園	32-3643	2,000円		1,000円	
	私立	熊本 YMCA 黒川保育園	34-0402	2,000円		1,000円	
波野	公立	波野保育園	24-2800	2,000円		1,000円	

（※1）宮地保育園は3歳以上→1歳以上、3歳未満→0歳児となります。

※施設を利用できる時間や「1日」、「半日」の時間設定は施設毎に異なりますので、利用する施設に直接お問い合わせください。

※在園児や施設の状況により、利用をお断りする場合があります。予めご了承ください。

④病児・病後児保育



無償化対象事業

児童が病気の治療中または回復期にあつて集団保育が困難であり、保護者がやむを得ない事情により家庭で保育をできない場合に、その児童を一時的に施設で保育します。

●対象 生後6カ月から小学6年生までの児童

●利用日数 原則7日まで（ただし、医師の判断、保護者の状況により7日間を超えて利用可能）

●利用料金

要件	利用時間 5時間未満	利用時間 5時間以上
保護者が阿蘇市に住所を有する場合	1,000円	2,000円
保護者が阿蘇市外に住所を有する場合	1,500円	3,000円

●実施施設

施設名	電話番号	定員	利用時間
阿蘇医療センター（黒川1266） 病児・病後児保育室「すずらんルーム」	0967-34-9026 （受付8:00～18:00）	2人	月曜～金曜（祝日除く） 8:00～18:00

※「阿蘇市子育てマップ」に位置を掲載しています。

[保育園]

(令和2年11月2日時点)

地区	区分	保育園名	住所	電話	定員	延長 保育	一時 預かり	頁	マップ ^o
一の宮	公立	坂梨保育園	一の宮町坂梨 3027 番地 1	22-0435	55	○	○	17	①
	私立	宮地保育園	一の宮町宮地 2393 番地 1	22-2444	140	○	○	18	②
	私立	りんどう保育園	一の宮町宮地 3249 番地	22-4539	100	○	○	19	③
阿蘇	私立	内牧保育園	内牧 169 番地	32-0354	130	○	○	20	④
	公立	乙姫保育園	乙姫 127 番地 5	32-0315	35	○	○	21	⑤
	私立	熊本 YMCA 赤水保育園	赤水 846 番地 56	35-0024	85	○	○	22	⑥
	私立	熊本 YMCA 尾ヶ石保育園	狩尾 1798 番地 9	32-0213	45	○	○	23	⑦
	私立	熊本 YMCA 永草保育園	永草 2905 番地	32-0810	30	○	○	24	⑧
	公立	山田保育園	小野田 1418 番地	32-0794	45	○	○	25	⑨
波野	公立	波野保育園	波野大字波野 3742 番地 1	24-2800	40	○	○	26	⑩

[認定こども園]

地区	区分	保育園名	住所	電話	定員	延長 保育	一時 預かり	頁	マップ ^o
一の宮	私立	あそひかり幼稚園	一の宮町中通 302 番地 5	22-0089	55	○	○	27	⑪
	私立	古城保育園	一の宮町手野 1030 番地	22-0380	55	○	○	28	⑫
阿蘇	私立	阿蘇中央幼稚園	黒川 758 番地	32-3643	130	○	○	29	⑬
	私立	熊本 YMCA 黒川保育園	黒川 1708 番地 1	34-0402	125	○	○	30	⑭

※マップ番号は 31 頁の「阿蘇市子育てマップ」に対応しています。

●共通事項

○開所時間：(平日) 7:00~19:00 (土曜) 7:00~18:00

※1 号認定における教育時間は施設によって異なります。

○休園日：日・祝日(1 号認定は春季・夏季・冬季などの休園日があります)

○2・3 号認定について、入園が可能となる月齢は施設によって異なります。利用可能時期は施設ごとに掲載していますのでご確認ください。

(認可外保育施設)

施設名	所在地	電話番号	特記事項
ことりのお部屋	阿蘇市一の宮町宮地 141	22-0525	阿蘇やまなみ病院内
だっこ	阿蘇市一の宮町坂梨 2365	22-1511	あそん里内
アップルハウス	阿蘇市一の宮町宮地 5833	22-3800	大阿蘇病院内
くるみ幼稚園	阿蘇市内牧 1172	32-1940	阿蘇温泉病院内

※「阿蘇市子育てマップ」に位置を掲載しています。

阿蘇市立

坂梨保育園

施設情報



- **所在地** 〒869-2611 阿蘇市一の宮町坂梨3027-1
TEL:0967-22-0435 FAX:0967-22-0435
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** なし ● **利用可能** 6カ月～
- **定員** 55名

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
8	10	11	8	9	9



施設の特徴や主な取り組み



運動会

わくわくサマーナイト



あそん里訪問

自然に囲まれ、地域に愛される中で、
子どもたちはのびのび育っています。

保育方針



- 子どもが自分で考え行動することを見守り、主体的に物事にかかわる力や協調性を育みます。
- 動植物や土に触れ、自然とかかわる中で、感動する心や命あるものに共感する心を育てます。
- 地域の方との交流を通して、伝統文化に興味を持ち、体験から心豊かな子どもに育てます。
- 家庭での過ごし方を含めた24時間を視野に入れ、保健的な環境の中で快適に生活できるようにします。

年間行事予定



4月	●入園、進級式 ●保育参観、育児講座 ●じゃが芋植え
5月	●さつま芋苗植え ●春の遠足 ●いちご狩り
6月	●わくわくサマーナイト ●給食試食会 ●プール開き
7月	●じゃが芋掘り ●七夕会 ●夏祭り
8月	●ブルーベリー狩り ●あそん里夏祭り
9月	●運動会 ●馬場八幡宮参参加
10月	●親子遠足 ●キウイ狩り
11月	●さつま芋掘り
12月	●おたのしみ会 ●あそん里訪問 ●人形劇観覧
1月	●親子クッキング ●おじいちゃん、おばあちゃんとの集い
2月	●豆まき ●年長バレンタインクッキング
3月	●ひな祭り会 ●お別れ旅行 ●お別れ遠足

(その他)各種健診、誕生会、身体測定、安全点検、災害避難訓練、交通指導、おにぎりの日、お部屋訪問の日

社会福祉法人 まどか会

宮地保育園

施設情報



- **所在地** 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2393-1
TEL:0967-22-2444 FAX:0967-22-2451
- **ウェブサイト** <http://www.aso-madoka.jp/miyaji/>
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** なし ● **利用可能** 6カ月～
- **定員** 140名

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
18	22	23	25	26	26

施設の特徴や主な取り組み



園外保育



田植え



花まつり



お泊まり保育



QRコード



保育方針



- 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心と体の健康の基礎を培います。
- 自然の大きさ、美しさ、不思議さに直接触れる体験をとおして、豊かな感情、好奇心、思考力の基礎を培います。
- 経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に関する感覚や表現する力の基礎を養います。
- 食育をとおして、生命や自然の大切さ農業に触れ、食の基礎が培われることを踏まえ、子どもが食の大切さに気付き、食生活の形成を大切にします。
- 人と共感し合うことをとおして、自分から関わろうとする意欲を育て、畏敬の念、生命を大切にする気持ち、人権への関心、感覚を養います。

年間行事予定



4月	●入園式 ●お見知り遠足
5月	●花まつり ●芋の苗植え ●お泊まり保育
6月	●アゼリアプール ●内科検診 ●歯科検診
7月	●アゼリアプール ●夕涼み会
8月	●ブルーベリー狩り
9月	●運動会 ●敬老会ボランティアの日
10月	●乗馬体験 ●いも掘り
11月	●親子遠足 ●リンゴ狩り
12月	●お楽しみ会
1月	●もちつき ●保護者研修会
2月	●おゆうぎ会
3月	●お別れ遠足 ●卒園式

(その他)アゼリアでの水泳教室(6・7・10月)、誕生会(各月)

社会福祉法人 一実会

りんどう保育園

施設情報



- **所在地** 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地3249
TEL:0967-22-4539 FAX:0967-22-3850
- **ウェブサイト** <http://aso-rindou.sakura.ne.jp/>
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** なし ● **利用可能** 4カ月～
- **定員** 100名

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
12	15	16	19	19	19

施設の特徴や主な取り組み



保育目標

- ①仏教の教えを通していのちの尊さを育む
- ②自主性があり思いやりのある子どもを育む
- ③何事にも興味や意欲を持つ子どもを育む
- ④元気でたくましく心身ともに豊かな子どもを育む



お茶ごっこ



花まつり



徒歩遠足



おすもう大会



報恩講子どもの集い

園文庫の貸し出し
もっています。



保育方針



- 豊かな自然環境の中で、一人ひとりの子どもが持っている能力や特性を発揮できるよう心がけ、横割り(同年齢集団)、縦割り(異年齢集団)を併用したクラス編成で、子どもと保育者、保護者が「ともに生き、ともに育ちあう」保育・教育を実践しています。
- 連絡帳や対話を通して、家族の皆様と連絡を密にし、お子さんの成長を一緒に見守っていきます。

年間行事予定



4月	●入園式並びに進級式 ●保護者会総会及び講演会
5月	●花まつり ●お見知り遠足
6月	●プール開き ●保育参観 ●講演会及びクラス懇談会
7月	●お泊り保育 ●園内コンサート
8月	●人形劇観劇会
9月	●祖父母交流会 ●運動会
10月	●徒歩遠足 ●芋ほり
11月	●親子クッキング ●親子遠足
12月	●発表会 ●もちつき ●成道会
1月	●報恩講子どもの集い ●作品展 ●お店屋さんごっこ
2月	●すもう大会 ●涅槃絵 ●保育参加 ●講演会及びクラス懇談会
3月	●お別れ野点 ●お別れ会食 ●卒園式

(その他)内科健診(年2回)・歯科健診・避難訓練・交通訓練・身体測定・誕生会・本堂礼拝・体育遊び・英語であそぼう・お茶ごっこ

社会福祉法人 竹葉会

内牧保育園

施設情報



- **所在地** 〒869-2301 阿蘇市内牧169
TEL:0967-32-0354 FAX:0967-32-0354
- **ウェブサイト** <http://www.uchinomakihoikuen.jp>
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** なし ● **利用可能** 6カ月～
- **定員** 130名

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
15	21	21	24	24	25

施設の特徴や主な取り組み



ストライダー



保育参観



川あそび



餅つき



マーチング



お集まり



やまめのつかみ取り



発表会



おさんぽ



うんどうかい

保育方針



◎保育理念

一人ひとりの子どもの育ちや、保護者の子育てを支え、地域に根ざした保育園を目指す。

◎保育方針

豊かな人間性をもった子どもを育成する。

◎保育目標

心も体も健やかな子ども
自分で考え、自分の言葉で話し、意欲的に行動する子ども
感謝の心、思いやりのあるやさしい子ども

年間行事予定



4月	●入園式 ●進級式
5月	●春の遠足
6月	●親子遠足（年長児） ●芋苗植え
7月	●プール開き ●七夕会
8月	●夏祭り ●お泊り保育（年長児）
9月	●運動会
10月	●園外保育 ●遠足 ●芋掘り
11月	●卒園・終了記念写真撮影
12月	●発表会・クリスマス会
1月	●どんどや ●親子クッキング
2月	●豆まき会 ●もちつき ●卒園児記念撮影
3月	●観劇会 ●ひな祭り会 ●お別れ遠足 ●卒園式

（その他）各種検診、保育参観、誕生会、リトミック（3歳以上児）、鍵盤ハーモニカ指導（年中・年長）、合奏指導（年長）、マーチング指導（年中・年長）、体操教室（年長）・ストライダー（年長）

阿蘇市立

乙姫保育園

施設情報



- **所在地** 〒869-2226 阿蘇市乙姫127-5
TEL:0967-32-0315 FAX:0967-32-0315
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** なし ● **利用可能** 6カ月～
- **定員** 35名

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
6	6	6	5	6	6



施設の特徴や主な取り組み



主な園行事



乙姫神社春大祭参加



おとひめっ子まつり



運動会



年長児お泊り保育

混合保育

0～1歳児、2～3歳児、4～5歳児の3クラスです。異年齢と活動を共にすることで、子どもどうしでの学びの機会が増え、友だちの輪も広がります。子どもの発達段階を考慮して、年齢別の活動も取り入れ、伸び伸びと過ごせる環境づくりをしています。



2・3歳児仲良く虫探し



年齢別のサーキットあそび

保育方針



- 子どもが自分で考え行動することを見守り、主体的にものごとにかかわる力や協調性を育みます。
- 動植物や土に触れ、自然とかかわる中で、感動する心や命あるものに共感する心を育てます。
- 地域の方との交流をととして、伝統文化に興味を持ち、体験から心豊かな子どもに育てます。
- 家庭での過ごし方を含めた24時間を視野に入れ、保健的な環境の中で快適に生活できるようにします。

年間行事予定



4月	●入園、進級式 ●春の遠足（乙姫神社）
5月	●親子遠足（子安河原観音大祭） ●芋植え
6月	●保育参観（試食会）
7月	●プール遊び ●七夕 ●おとひめっ子祭り
8月	●プール遊び（水遊び）
9月	●運動会
10月	●芋ほり ●幼年消防大会参加（2年に1度） ●お泊まり保育（年長児）
11月	●焼き芋大会 ●職場慰問
12月	●発表会 ●クリスマス会
1月	●親子クッキング（年長児） ●わいわい交流会
2月	●豆まき ●人形劇 ●お菓子作り（年長児）
3月	●ひな祭り ●お別れ遠足 ●卒園式

（その他）健康診断・歯科検診、誕生会、避難訓練、交通指導、乙姫荘慰問や交流、体験入園

社会福祉法人 熊本YMCA福祉会

熊本YMCA 赤水保育園

施設情報



- **所在地** 〒869-2232 阿蘇市赤水846-56
TEL:0967-35-0024 FAX:0967-35-0031
- **ウェブサイト** <http://www.kumamoto-ymca.or.jp/hoikuen/3200.html>
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** あり ● **利用可能** 6カ月～
- **定員** 85名

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
9	12	13	17	17	17

施設の特徴や主な取り組み



お泊り保育



サッカー大会



サバイバルスイミング



芋ほり



発表会



保育参観



幼年消防クラブ結成式



和太鼓演奏（運動会）

保育方針



- キリスト教の教えに基づき、神と人に愛されていることを知り、人を愛し共に生きる優しい心を持った子どもに育てます。
- 明るく元気な心身ともに健康な子どもに育てます。
- 感動する心と自ら考え想像する力を持ち、何事にも積極的・創造的に取り組むことができる子どもに育てます。
- 自然や世界の事柄に関心を持つ子どもに育てます。

年間行事予定



4月	● 進級式 ● 入園式
5月	● 芋苗植え ● 親子遠足 ● 幼年消防クラブ結成式
6月	● 花の日 ● プール開き ● 保育参観
7月	● セタ会 ● サバイバルスイミング
8月	● 蛇石神社神事祭和太鼓演奏 ● お泊り保育
9月	● 運動会
10月	● 芋ほり会 ● 秋の遠足 ● 祖父母交流会
11月	● あそまつり ● 街頭募金
12月	● 発表会 ● クリスマス会 ● もちつき会
1月	● 観劇会
2月	● 豆まき会 ● サッカー大会 ● 卒園旅行
3月	● お別れ遠足 ● 卒園式

（その他）各種検診、交通安全指導、避難訓練、こどもえいご教室、体操教室（4月～9月）、サッカー教室（10月～3月）

QRコード



社会福祉法人 熊本YMCA福祉会

熊本YMCA尾ヶ石保育園

施設情報



- **所在地** 〒869-2235 阿蘇市狩尾1798-9
TEL:0967-32-0213 FAX:0967-32-0293
- **ウェブサイト** <http://www.kumamoto-ymca.or.jp/hoikuen/3198.html>
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** あり ● **利用可能** 6カ月～
- **定員** 45名

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7	7	7	8	8	8

施設の特徴や主な取り組み



お泊り保育でマゼノ溪谷に挑戦



被災地に応援フラッグを届けました



尾ヶ石保育園のグラウンドで外遊び



北側復旧ルート開通祈念で虎舞を披露



QRコード



保育方針



- キリスト教の教えに基づき、神と人に愛されていることを知り、人を愛し共に生きる優しい心を持った子どもに育てます。
- 明るく元気な心身ともに健康な子どもに育てます。
- 感動する心と自ら考え想像する力を持ち、何事にも積極的・創造的に取り組むことができる子どもに育てます。
- 自然や世界の事柄に関心を持つ子どもに育てます。

年間行事予定



4月	●進級式 ●入園式 ●親子遠足
5月	●芋苗植え ●春の遠足 ●幼年消防大会
6月	●花の日集会 ●保育参観 ●講演会
7月	●プール開き ●七夕の集い ●お泊り保育（年長児）
8月	●読書会 ●森林整備事業 ●美化作業
9月	●運動会 ●敬老会（虎舞披露）
10月	●芋ほり会 ●秋の遠足 ●自由保育参観
11月	●収穫感謝 ●こども祝福式 ●街頭募金
12月	●クリスマス礼拝 ●発表会
1月	●読書会 ●グラウンドゴルフ交流会 ●観劇会
2月	●豆まき会 ●サッカー大会 ●体験入園 ●餅つき大会
3月	●ひな祭り会 ●お別れ遠足 ●卒園式

（その他）各種検診、交通安全指導・避難訓練・消防訓練・こどもえいご教室・体操教室（4月～9月）サッカー教室（10月～3月）

社会福祉法人 熊本YMCA福祉会

熊本YMCA永草保育園

施設情報



- **所在地** 〒869-2231 阿蘇市永草2905
TEL:0967-32-0810 FAX:0967-32-5810
- **ウェブサイト** <http://www.kumamoto-ymca.or.jp/hoikuen/3202.html>
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** あり ● **利用可能** 6カ月～
- **定員** 30名

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
3	3	4	6	7	7

施設の特徴や主な取り組み



30名定員の小規模保育園ならではのあたたかな雰囲気の中で、のびのびと安心して過ごす子どもたちに寄り添います。地域との深いつながりもあり、一人ひとりの成長にしっかりと目が行き届く環境です。日頃の保育や生活の中で愛されている喜びや安心を感じられる関わりを実践しています。

日本各地はもちろん、全世界にネットワークを持つYMCA独自のプログラム参加を通してグローバルな視点で世の中を見つめ、考え、行動し、平和で豊かな世界を創造するために必要な成長も大切にしています。

生きていくために大切なものがみつき、たくさんの愛とつながり、一人ひとりがよりよくなっていくための保育に取り組んでいます。



泡あそび



体操・サッカー教室



お散歩



川あそび



QRコード



保育方針



- キリスト教の教えに基づき、神と人に愛されていることを知り、人を愛し共に生きる優しい心を持った子どもに育てます。
- 明るく元気な心身ともに健康な子どもに育てます。
- 感動する心と自ら考え想像する力を持ち、何事にも積極的・創造的に取り組むことができる子どもに育てます。
- 自然や世界の事柄に関心を持つ子どもに育てます。

年間行事予定



4月	●進級式 ●入園式 ●親子遠足
5月	●芋苗植え ●春の遠足
6月	●花の日集会 ●プール開き ●保育参観
7月	●七夕の集い ●お泊り保育 ●サバイバルスイミング
8月	●たてわり保育
9月	●運動会
10月	●芋ほり会 ●長寿会交流会 ●秋の遠足
11月	●収穫感謝祭 ●こども祝福式 ●お芋パーティ
12月	●クリスマス礼拝 ●発表会
1月	●観劇会
2月	●豆まき会 ●サッカー大会
3月	●お別れ遠足 ●卒園式

(その他)各種検診、交通安全指導・避難訓練・こどもえいご教室・体操教室(4月～9月)サッカー教室(10月～3月)、手話教室(毎月)

阿蘇市立

山田保育園

施設情報



- 所在地 〒869-2314 阿蘇市小野田1418
TEL:0967-32-0794 FAX:0967-32-0794
- 開所時間 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- 一時預り あり ●送迎バス なし ●利用可能 6カ月～
- 定員 45名

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
9	8	8	6	7	7



施設の特徴や主な取り組み



地元に伝わる仁惣さんの碑にご挨拶

地域の伝統芸能継承運動に取り組む保育園として、認定されています。

- 仁惣太鼓（和太鼓）
- 小倉の虎舞（壁ぬり）

仁惣太鼓演技



カレー作り



かべぬり



園の畑で育てた野菜を使って、食育活動・異年齢児交流も楽しんでいます。



異年齢児交流（なつまつり）

保育方針



- 緑あふれる山田地区で、子どもたちが心豊かに育つ保育環境作りに努めています。
- 子どもが自分で考え行動することを見守り、主体的にものごとにかかわる力や協調性を育みます。
- 動植物や土に触れ、自然とかかわる中で、感動する心や命あるものに共感する心を育てます。
- 地域の方との交流をととして、伝統文化に興味を持ち、地元民話からなる「仁惣太鼓」に取り組む心豊かな子どもに育てます。

年間行事予定



4月	●入園進級式 ●親子遠足
5月	●さつま芋苗植え ●春の遠足
6月	●保育参観 ●子育て講演会 ●給食試食会
7月	●プール開き ●夏祭り ●七夕地域交流
8月	●プール遊び
9月	●運動会 ●地域の施設訪問（和太鼓披露）
10月	●秋の遠足 ●芋ほり ●幼年消防大会（2年に1回）
11月	●年長児親子クッキング ●職場慰問 ●給食試食会
12月	●発表会 ●クリスマス会
1月	●山田地区のどんどこ ●年長児おやつクッキング ●ごっこ遊び
2月	●節分 ●保育参観 ●公民館事業人形劇観覧
3月	●ひな祭り ●一日体験入園 ●卒園式

(その他)各種検診、避難訓練、交通安全訓練、誕生会

阿蘇市立

波野保育園

施設情報



- **所在地** 〒869-2806 阿蘇市波野大字波野3752-1
TEL:0967-24-2800 FAX:0967-24-2800
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** なし ● **利用可能** 6カ月～
- **定員** 40名

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
3	7	7	7	8	8



施設の特徴や主な取り組み



波野保育園は、自然豊かで四季折々に色々な風景を楽しめます。春から夏にかけての芽吹きからの新緑、秋の紅葉と虫の声、そして、冬の雪景色。この中で過ごす子どもたちは、感性豊かで素直な子どもたちです。

行事にも楽しく取り組み、お友だちとの絆を深めています。本年より波野小学校の隣に移転し、渡り廊下でつながり、より一層の連携がとれるようになりました。



夏祭り



運動会



散歩



お泊り保育

保育方針



- 家庭での過ごし方を含めた24時間を視野に入れ、保健的な環境の中で快適に生活できるようにします。
- 子どもが自分で考え行動することを見守り、主体的にものごとにかかわる力や協調性を育みます。
- 動植物や土に触れ、自然とかかわる中で、感動する心や命あるものに共感する心を育てます。
- 地域の方との交流をととして、伝統文化に興味を持ち、体験から心豊かな子どもに育てます。

年間行事予定



4月	● 入園、進級式 ● お見知り遠足
5月	● 芋苗植え ● お泊り保育
6月	● 保育参観 ● 家庭訪問
7月	● 夏まつり ● プール開き
8月	● プール納め
9月	● 運動会 ● やすらぎ荘訪問（4、5歳児）
10月	● バス旅行 ● 芋掘り
11月	● 親子クッキング（年長児）
12月	● 発表会 ● 人形劇観覧 ● クリスマス会
1月	● 年長児小学校訪問 ● お店屋さんごっこ
2月	● 豆まき ● 体験入園
3月	● ひなまつり ● お別れ会 ● 卒園式 ● 新年度面接

（その他）各種検診、身体測定・避難訓練・交通指導・誕生会、美化作業

学校法人 法輪学園

認定こども園

あそひかり幼稚園

施設情報



- **所在地** 〒869-2613 阿蘇市一の宮町中通302-5
TEL:0967-22-0089 FAX:0967-22-0089
- **ウェブサイト** <http://www.hikariyouchien.jp/>
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** あり ● **利用可能** 6カ月～
- **定員** 55名

教育	3歳	4歳	5歳	保育	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	5	6	6		3	6	6	7	8	8

施設の特徴や主な取り組み



幼年消防結成式



マーチング



プール遊び



体操教室（幼稚部）



QRコード



教育方針



子どもを真ん中に教育に必要な環境を与え、一人ひとりを大切にし、その子がその子らしくのびのびと明るく心身ともに発達することを援助します。

【目指す子ども像】

- ・明るくたくましい子ども
- ・思いやりがあり友だちを大切にする子ども
- ・感じたこと思ったことが表現できる子ども
- ・よく考え最後までやりぬく子ども

年間行事予定



4月	●入園式 ●歓迎遠足
5月	●健康診断 ●芋苗植え
6月	●親子ふれあい ●幼年消防結成式
7月	●七夕まつり ●プール開き ●お泊り保育
8月	●夏まつり
9月	●運動会
10月	●見学遠足 ●お店屋さんごっこ
11月	●芋ほり
12月	●もちつき ●生活発表会
1月	●人形劇鑑賞会
2月	●豆まき
3月	●ひなまつり ●お別れ会 ●卒園式

（その他）お誕生会、避難訓練、英語（幼稚部）、お話しボランティア

社会福祉法人 まどか会

認定こども園

古城保育園

施設情報



●所在地 〒869-2601 阿蘇市一の宮町手野1030

TEL:0967-22-0380 FAX:0967-22-0405

●ウェブサイト <http://www.aso-madoka.jp/kojo/>

●開所時間 【平日・土】午前7時～午後6時

【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）

●一時預り あり ●送迎バス あり ●利用可能 4カ月～

●定員 55名

教育	3歳	4歳	5歳	保育	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	1	2	2		6	10	10	8	8	8



QRコード



施設の特徴や主な取り組み



お泊り保育



花まつり



お箏教室



おもやい太鼓



収穫祭・ぬか火焼き



クッキング



体操教室

保育方針



- 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心と体身の健康の基礎を培います。
- 自然の大きさ、美しさ、不思議さに直接触れる体験をととして、豊かな感情、好奇心、思考力の基礎を培います。
- 経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に関する感覚や表現する力の基礎を養います。
- 食育をととして、生命や自然の大切さ農業に触れ、食の基礎が培われることを踏まえ、子どもが食の大切さに気付き、食生活の形成を大切にします。
- 人と共感し合うことをととして、自分から関わろうとする意欲を育て、畏敬の念、生命を大切にする気持ち、人権への関心、感覚を養います。

年間行事予定



4月	●入園式 ●お見知り遠足
5月	●花まつり ●芋の苗植え
6月	●アゼリアプール ●内科検診 ●歯科検診
7月	●アゼリアプール ●お泊り保育
8月	●ブルーベリー狩り ●保育祭
9月	●運動会 ●敬老会ボランティアの日
10月	●乗馬体験 ●親子遠足 ●内科検診
11月	●ぬか火焼き ●芋の収穫 ●リンゴ狩り
12月	●もちつき ●保護者研修会
1月	●報恩講
2月	●おゆうぎ会
3月	●お別れ遠足（年長児） ●卒園式

（その他）お箏の稽古（毎週水曜）、誕生会（各月）

学校法人 大阿蘇学園

認定こども園

阿蘇中央幼稚園

施設情報



- **所在地** 〒869-2225 阿蘇市黒川758
TEL:0967-32-3643 FAX:0967-32-3556
- **ウェブサイト** <http://asochuo.jp/recruit.html>
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** あり ● **利用可能** 6カ月～
- **定員** 130名

教育	3歳	4歳	5歳	保育	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	15	15	15		9	15	16	15	15	15



QRコード



施設の特徴や主な取り組み



1. 元気で明るくたくましい子ども
2. 友だちと仲良く遊び決まりを守る子ども
3. 心のやさしい思いやりのある子ども
4. よく見、よく聞き、よく考える子ども

こんな子どもに！



幼年消防大会



運動会



マラソン大会



もちつき

教育方針



- 個々の幼児の姿を正しく見つめ一人一人を大事にし、その可能性を伸ばします。
- 創造性豊かな、年齢にふさわしい教育をします。
- 音楽教育を通じて、情緒豊かな人間性を養います。
- 体育遊びに力を入れ、強い体とたくましい心を養います。
- 家庭、地域との密接な連携により、望ましい幼児像への到達を図ります。
- 養護と教育が一体となり、健全・安全な日々を過ごし、その後の幼稚園教育につなげます。

年間行事予定



4月	● 始業式 ● 入園式 ● 親子遠足
5月	● 園内消防大会 ● 歯科検診
6月	● 保育参観 ● 交通安全教室
7月	● 終業式 ● お泊り保育
8月	● こどもまつり ● 始業式
9月	● 運動会
10月	● 体力測定 ● 遠足 ● 保育参観
11月	● 消防パレード ● 芋ほり ● もちつき
12月	● 発表会 ● クリスマス会 ● 終業式
1月	● 交通防犯教室 ● 人形劇鑑賞
2月	● 豆まき ● 縄跳び大会 ● マラソン大会
3月	● お別れ遠足 ● 卒園式 ● 修了式

(その他)検診、誕生会、避難訓練

社会福祉法人 熊本YMCA福祉会

認定こども園

熊本YMCA黒川保育園

施設情報



- **所在地** 〒869-2225 阿蘇市黒川1708-1
TEL:0967-34-0402 FAX:0967-34-0403
- **ウェブサイト** <http://www.kumamoto-ymca.or.jp/hoikuen/3204.html>
- **開所時間** 【平日・土】午前7時～午後6時
【延長保育】午後6時～午後7時（平日のみ）
- **一時預り** あり ● **送迎バス** あり ● **利用可能** 6カ月～
- **定 員** 125名

教育	3歳	4歳	5歳	保育	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	1	2	2		15	20	20	21	22	22

施設の特徴や主な取り組み



クリスマス発表会



運動会



サバイバルスイミング



こどもえいご教室



体操教室



サッカー教室

保育方針



- キリスト教の教えに基づき、神と人に愛されていることを知り、人を愛し共に生きる優しい心を持った子どもに育てます。
- 明るく元気な心身ともに健康な子どもに育てます。
- 感動する心と自ら考え想像する力を持ち、何事にも積極的・創造的に取り組むことができる子どもに育てます。
- 自然や世界の事柄に関心を持つ子どもに育てます。

年間行事予定



4月	● 進級式 ● 入園式 ● 親子遠足
5月	● 芋苗植え ● 春の遠足
6月	● 花の日集会 ● プール開き ● 保育参観
7月	● サバイバルスイミング（着衣泳） ● なつまつり
8月	● 水泳講習
9月	● 運動会
10月	● 芋ほり ● 秋の遠足 ● ハロウィン
11月	● ボランティア活動 ● 焼き芋会
12月	● もちつき ● クリスマス発表会
1月	● 観劇会
2月	● 豆まき会 ● サッカー大会
3月	● お別れ遠足 ● 卒園式

（その他）各種検診、交通安全指導・避難訓練・こどもえいご教室・体操教室（4月～9月）サッカー教室（10月～3月）

(令和2年11月2日時点)



8

入園申し込み提出書類チェックリスト

認定こども園（教育部分） 支給認定区分：1号認定	保育園・認定こども園（保育部分） 支給認定区分：2号・3号認定
☐ 各園指定の申込用紙及びその他必要書類	☐ 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 ※児童1人につき1枚
☐ 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 ※児童1人につき1枚	☐ 保育認定理由申立書
	☐ 保護者などが保育をできないことを 証明する書類（該当事由により異なります） ※6頁を参照
	☐ 身体発育記録 ※児童1人につき1枚
	☐ （※転入予定の人）※仮受付となります。 転入に関する誓約書

重要

マイナンバー法の施行に伴い、保護者（父または母）が提出する場合に、

①世帯員全員のマイナンバー確認資料（通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しなど）

②身元確認資料（運転免許証、パスポートなど）

が必要となります。

※顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元確認ができます。

提出書類一式をそろえてご提出ください。



人がつながり創りだす新しい阿蘇～ONLY ONE の世界へ～

阿蘇市役所 福祉課 子育て支援係

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

☎0967-22-3167 FAX0967-35-4114